

浜松市教育委員会会議次第

令和3年12月22日(水)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(田中委員、鈴木委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第52号議案 浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤
勉手当に関する規則の一部改正について (教職員課)

第53号議案 ※非公開

(2) 報 告

ア 令和3年度浜松市優秀教職員表彰について (教職員課)

イ 第14回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰につ
いて (教育総務課)

6 閉 会

第 5 2 号 議 案

令和 3 年 1 2 月 2 2 日 提出

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育職員の給与に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（復職時等における号給の調整）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p>2 前項の調整を行う場合には、休職等の期間を別表第 5 の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日、職務に復帰した日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）<u>及び復職等の日後における最初の昇給日（次条に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を決定するものとする。</u></p> | <p>（復職時等における号給の調整）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p>2 前項の調整を行う場合には、休職等の期間を別表第 5 の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日、職務に復帰した日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）<u>復職等の日後における最初の昇給日（次条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を決定するものとする。</u></p> <p><u>3 派遣職員（派遣に係る職員をいう。次項及び第 2 2 条において同じ。）が職務に復</u></p> |

3 派遣職員（派遣に係る職員をいう。第22条において同じ。）がその派遣の期間中に退職する場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認めるときは、前項の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

（昇給日）

第12条 給与条例第7条第1項の教育委員会規則で定める日は、第17条又は第18条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第13条 （略）

（特定職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第15条 （略）

2 （略）

帰した場合又は教育委員会が定めるこれに準じる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認めるときは、前2項の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

（昇給日及び評価終了日）

第12条 給与条例第7条第1項の規定により昇給を行う同項の教育委員会規則で定める日は、第17条又は第18条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前1年間における9月30日（以下「評価終了日」という。）とする。

（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）

第12条の2 給与条例第7条第1項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他教育委員会が定める事由とする。

（勤務成績の証明）

第13条 （略）

（特定職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第15条 （略）

2 （略）

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

(2) (略)

4・5 (略)

6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第9条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除して得た数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める特定職員にあっては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

(2) (略)

4・5 (略)

6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第9条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者~~に~~あっては、教育委員会の定める数)に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除して得た数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める特定職員にあっては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員

| | |
|---------|---------------------|
| 7・8 (略) | は、昇給しない。 7・8 (略) |
|---------|---------------------|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年浜松市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) <u>勤務成績</u>が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下</p> <p>(2) <u>勤務成績</u>が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満</p> <p>(3) <u>勤務成績</u>が良好な職員 100分の92</p> <p>(4) <u>勤務成績</u>が良好でない職員 100分の92未満</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第21条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による</p> | <p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) <u>勤務の成績</u>が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下</p> <p>(2) <u>勤務の成績</u>が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満</p> <p>(3) <u>勤務の成績</u>が良好な職員 100分の92</p> <p>(4) <u>勤務の成績</u>が良好でない職員及び<u>基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員</u> 100分の92未満</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第21条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による</p> |

| | |
|--|---|
| <p>勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) <u>勤務成績</u>が優秀な職員 100分の47以上</p> <p>(2) <u>勤務成績</u>が良好な職員 100分の43.5</p> <p>(3) <u>勤務成績</u>が良好でない職員 100分の43.5未満</p> <p>2 (略)</p> | <p>勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) <u>勤務の成績</u>が優秀な職員 100分の47以上</p> <p>(2) <u>勤務の成績</u>が良好な職員 100分の43.5</p> <p>(3) <u>勤務の成績</u>が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 100分の43.5未満</p> <p>2 (略)</p> |
|--|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和5年1月1日に行われる浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）第7条第1項の規定による昇給については、第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する規則第12条中「日は、昇給日前1年間における9月30日（以下「評価終了日」という。）」とあるのは、「期間は、令和4年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。
- 3 前項に規定する昇給に関する昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する規則第15条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「令和4年1月1日から同年9月30日までの期間」と、「昇給日の前日」とあるのは「令和4年9月30日」とする。
- 4 令和4年12月に支給する勤勉手当の成績率については、同年6月に支給した勤勉手当に係る職員の勤務成績を判定するに当たり考慮された事実（同年4月1日から同年6月1日までの間におけるものに限る。）が基準日以前における直近の勤務の成績に影響を及ぼしたことが明らかなきは、当該事実を考慮せず定めるものとする。

(細目)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

(提案理由)

教育職員の人事評価の結果等をより適切に昇給及び勤勉手当へ反映させるため対象期間を見直す浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正を受け、規則改正を行うほか、所要の整備を行うものです。

(改正内容)

(1) 昇給

昇給日を1日1日と規定し、対象となる期間を昇給日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの1年間と定めるものです。

その他対象期間の変更に伴う規定の改正を行うほか所要の整備をするものです。

(2) 勤勉手当

勤勉手当に反映する勤務成績を業績、能力に基づく「勤務の成績」と、欠勤、休職等による「勤務の状況」に区分することとしたことに伴い、必要な規定の改正を行うものです。

(施行期日等)

この規則は、令和4年1月1日から施行するものです。

なお、令和5年1月1日の昇給及び令和4年12月に支給する勤勉手当について対象期間の変更に伴う経過措置を設けるものです。

令和3年度浜松市優秀教職員表彰について

教職員課

1 幼稚園

| 番号 | 園名 | 職種 | 氏名 | 性別 | 分野 | | | | | |
|----|----|----|-------|----|----|--|---|--|--|---|
| 1 | 引佐 | 教諭 | 佐野 由美 | 女 | ア | | オ | | | |
| 2 | 中央 | 教諭 | 松尾 幸香 | 女 | ア | | | | | ケ |
| 3 | 高台 | 教諭 | 名古 圭希 | 男 | ア | | | | | |

2 小学校

| 番号 | 校名 | 職種 | 氏名 | 性別 | 分野 | | | | | |
|----|------|------|--------|----|----|---|---|---|--|----|
| 1 | 相生 | 教諭 | 新井 智香 | 女 | ア | イ | | | | ケ |
| 2 | 広沢 | 教諭 | 伊藤 真理 | 女 | ア | | | | | ケ |
| 3 | 曳馬 | 教諭 | 鈴木 規悦 | 男 | | イ | ウ | エ | | |
| 4 | 萩丘 | 教諭 | 森本 智奈美 | 女 | ア | イ | | オ | | |
| 5 | 富塚 | 栄養教諭 | 杉山 久美子 | 女 | | | ウ | | | |
| 6 | 蒲 | 教諭 | 平 章 | 男 | ア | イ | | | | |
| 7 | 上島 | 教諭 | 水元 隆幸 | 男 | ア | イ | | | | ク |
| 8 | 船越 | 教諭 | 袴田 文子 | 女 | ア | | | | | |
| 9 | 与進 | 教諭 | 磯部 志保 | 女 | ア | イ | ウ | | | |
| 10 | 笠井 | 教諭 | 河野 晃浩 | 男 | ア | イ | | | | ケ |
| 11 | 豊岡 | 養護教諭 | 吉田 知子 | 女 | | イ | ウ | | | ケ |
| 12 | 神久呂小 | 教諭 | 森下 幸子 | 女 | ア | | | | | ケ |
| 13 | 入野 | 教諭 | 中村 昌世 | 女 | ア | | | オ | | ケ |
| 14 | 積志 | 教諭 | 小野 嘉子 | 女 | ア | | | | | ケ |
| 15 | 和地 | 教諭 | 佐野 和道 | 男 | | | | | | クケ |
| 16 | 泉 | 教諭 | 澤木 美加 | 女 | | イ | | オ | | ケ |
| 17 | 中郡 | 教諭 | 坪井 薫 | 女 | ア | | | オ | | ケ |
| 18 | 瑞穂 | 事務職員 | 小山 雅子 | 女 | | | | | | ク |
| 19 | 有玉 | 教諭 | 袴田 知恵 | 女 | ア | イ | | | | |
| 20 | 舞阪 | 教諭 | 鈴木 千晴 | 女 | ア | イ | | | | ケ |
| 21 | 雄踏 | 事務職員 | 木根 創 | 男 | | | | | | ク |
| 22 | 赤佐 | 教諭 | 宮下 升美 | 女 | ア | イ | | | | ケ |
| 23 | 北浜南 | 教諭 | 水村 優子 | 女 | ア | イ | | | | |
| 24 | 二俣 | 事務職員 | 中村 知登世 | 女 | | | | | | ク |
| 25 | 横山 | 教諭 | 塩崎 順子 | 女 | ア | イ | | | | ケ |
| 26 | 佐久間 | 教諭 | 児玉 健一郎 | 男 | ア | イ | | | | ク |
| 27 | 気賀 | 教諭 | 春花 恵美 | 女 | ア | | | | | |
| 28 | 奥山 | 養護教諭 | 安間智恵美 | 女 | ア | | ウ | | | ケ |
| 29 | 中部 | 教諭 | 竹田 良子 | 女 | ア | イ | | | | ケ |

3 中学校

| 番号 | 校名 | 職種 | 氏名 | 性別 | 分野 | | | | | |
|----|-----|------|-------|----|----|---|---|---|---|----|
| 1 | 西部 | 養護教諭 | 太田 冬美 | 女 | | イ | ウ | | | |
| 2 | 南部 | 養護教諭 | 鈴木 容子 | 女 | | イ | ウ | | | ケ |
| 3 | 北部 | 教諭 | 橋爪 敦志 | 男 | ア | イ | エ | | | |
| 4 | 中部 | 主幹教諭 | 久保 賢治 | 男 | ア | イ | | | | ク |
| 5 | 江西 | 教諭 | 川合 真澄 | 女 | ア | | | | | ケ |
| 6 | 南陽 | 事務職員 | 松下 勝紀 | 男 | | | | | | クケ |
| 7 | 北星 | 事務職員 | 湯川 美紀 | 女 | | | | | | ク |
| 8 | 神久呂 | 教諭 | 鈴木 高弘 | 男 | ア | | | オ | | ケ |
| 9 | 入野 | 教諭 | 福島 都代 | 女 | ア | イ | | | | |
| 10 | 高台 | 教諭 | 青木 三成 | 男 | ア | イ | エ | | | ケ |
| 11 | 開成 | 教諭 | 梅田 研 | 男 | ア | イ | エ | | | |
| 12 | 東陽 | 教諭 | 野田 潤子 | 女 | ア | イ | | | | ケ |
| 13 | 富塚 | 教諭 | 大村 愛 | 女 | ア | イ | | | | |
| 14 | 可美 | 教諭 | 山田 真史 | 男 | ア | | | オ | カ | |
| 15 | 舞阪 | 教諭 | 黒柳 幸夫 | 男 | ア | | | | | ケ |
| 16 | 雄踏 | 教諭 | 馬淵 元余 | 女 | ア | | | | | ケ |
| 17 | 亀玉 | 教諭 | 永田 大介 | 男 | ア | イ | エ | オ | | ケ |
| 18 | 春野 | 教諭 | 夏目 洋巳 | 男 | ア | | | | | ケ |
| 19 | 細江 | 教諭 | 鈴木 悟 | 男 | | イ | エ | | | |

4 高等学校

| 番号 | 校名 | 職種 | 氏名 | 性別 | 分野 | | | | | |
|----|----|----|--------|----|----|---|--|--|--|--|
| 1 | 市立 | 教諭 | 小野田 宏親 | 男 | | イ | | | | |

(分野)

- ア 保育・学習指導
- イ 生徒指導・進路指導
- ウ 体育・保健・給食
- エ 特別活動・部活動
- オ 発達支援教育
- カ 地域連携
- キ 国際交流
- ク 学校事務・学校運営・組織
- ケ その他

【校種・男女別人数】

| 校種 | 男女 | 計 | 小計 | 前年度比 |
|-----|----|----|----|------|
| 幼稚園 | 男 | 1 | 3 | 2 |
| | 女 | 2 | | |
| 小学校 | 男 | 7 | 29 | △3 |
| | 女 | 22 | | |
| 中学校 | 男 | 11 | 19 | △2 |
| | 女 | 8 | | |
| 高校 | 男 | 1 | 1 | 0 |
| | 女 | 0 | | |
| 男女比 | 男計 | 20 | 32 | △2 |
| | 女計 | 32 | | △1 |
| 合計 | | | 52 | △3 |

【職種別人数】

| 職種 | 小計 | 前年度比 |
|------|----|------|
| 主幹教諭 | 1 | 0 |
| 教諭 | 41 | △5 |
| 養護教諭 | 4 | △1 |
| 栄養教諭 | 1 | 0 |
| 事務職員 | 5 | 3 |
| 合計 | 52 | △3 |

※ 表彰式

(日時)

令和3年12月13日(月)午後3時～

(会場)

教育会館

第14回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等 文部科学大臣表彰について

浜松市教育委員会及び浜松市立三方原小学校の表彰が決定しましたので報告します。

1 表彰制度の概要

この表彰は、子供たちの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す「キャリア教育」の充実発展を目的として、教育委員会、学校及びPTA団体等のキャリア教育における取組を奨励・普及するため、平成18年度に文部科学省が創設した表彰制度です。

2 受賞団体

(1) 教育委員会の部 浜松市教育委員会

<受賞理由>

- ・キャリア教育を核とした人づくりの推進
- ・キャリア教育実践モデル校の選定
- ・浜松市キャリア教育ガイドブックの作成
- ・キャリア教育推進体制の構築
- ・エビデンスに基づく施策の推進

(2) 学校の部 浜松市立三方原小学校

<受賞理由>

- ・基礎的・汎用的能力を育成するための検証改善
- ・地域・産業界との連携・協力

3 表彰式

(1) 日時 令和4年1月25日 13:00～15:00

※「令和3年度キャリア教育推進連携シンポジウム」の中で表彰

(2) 実施方法 オンラインによるライブ配信

4 参考

(1) 全国の受賞状況 119 団体

- ・教育委員会の部 12 教育委員会 ※政令市は浜松市のみ
- ・学校の部 98 校 (小学校 16 校、中学校 26 校、高等学校 46 校 ほか)
- ・団体の部 9 団体

(2) 過去の浜松市の受賞状況 6 校 (小学校 2 校 中学校 4 校)

